

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

規 則

○保健所長事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課）	97
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	98
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	99
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	100
○北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	100
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則……………（競馬事業室）	100

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（職員事務課）	101
○危険薬物の指定の解除……………（医務業務課）	102
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	102
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	102
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（農村整備課）	102
○漁港の指定（2件）……………（漁港漁村課）	103
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正……………（漁港漁村課）	104
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正……………（漁港漁村課）	105
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	105
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	105
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	106
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	106
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	106
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	107
○森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課）	107
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	108
○河川立体区域及び河川保全立体区域の指定……………（維持管理防災課）	108

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	108
○特定調達契約に係る入札の公告……………	108
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	110

道立緑ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	110
------------------------	-----

道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	111
------------------------	-----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）……………	111
----------------------------	-----

道人事委員会規則

○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（2件）……………	113
○職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則……………	116
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	116
○一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則……………	116
○一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則……………	117

道人事委員会告示

○準特地部局の指定の一部改正……………	117
○準特地部局の指定……………	117

規

則

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第22号

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長事務委任規則（昭和57年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8号カ中「、第32条第3項及び第32条の3第3項」を削る。

第35号中レをヲとし、ヨからルまでをロからエまでとし、同号ユ中「及び第3項」を「から第3項まで及び第5項」に改め、同号中ユをレとし、ミからヤまでをユからルまでとし、マをモとし、モの次に次のように加える。

ヤ 同法第44条の7第1項、第3項、第5項及び第9項の規定による検体の採取等に関すること。

第35号中ホをメとし、ハからヘまでをホからムまでとし、同号ノ中「第36条第3項」を「第36条第4項」に、「第50条第4項」を「第50条第6項」に、「二」を「ハ」に改め、同号中

ノをへとし、タからネまでをトからフまでとし、ソをチとし、チの次に次のように加える。
ツ 同法第26条の3第1項、第3項及び第5項の規定による検体の収去等に関すること。
テ 同法第26条の4第1項、第3項及び第5項の規定による検体の採取等に関すること。
第35号中セをタとし、ケからスまでをサからソまでとし、クをケとし、ケの次に次のように加える。
コ 同法第16条の3第1項、第3項及び第5項から第7項までの規定による検体の採取等に関すること。
第35号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、同号エ中「第15条第1項」の次に「、第3項及び第4項」を、「調査」の次に「並びに検体等の提出等の要求及び検査」を加え、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。
エ 同法第14条の2第2項及び第3項の規定による検体等の提出又は検査に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第23号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の呼吸器の機能障害の状況及び所見の事項を次のように改める。

呼吸器の機能障害の状況及び所見

（該当するものを○印で囲むこと。）

1 身体計測

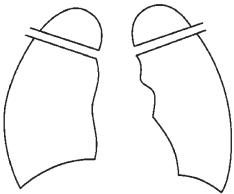
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- (1) 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- (2) 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- (3) 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- (4) 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- (5) 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見（ 年 月 日）

- (1) 胸膜癒着 （無・軽度・中等度・高度）
- (2) 気腫化 （無・軽度・中等度・高度）
- (3) 繊維化 （無・軽度・中等度・高度）
- (4) 不透明肺 （無・軽度・中等度・高度）
- (5) 胸郭変形 （無・軽度・中等度・高度）
- (6) 心・縦隔の変形（無・軽度・中等度・高度）



4 換気機能（ 年 月 日）

- (1) 予測肺活量 ℓ （実測肺活量 ℓ）
- (2) 1秒量 ℓ （実測努力肺活量 ℓ）
- (3) 予測肺活量1秒率 % $\left(= \frac{(2)}{(1)} \times 100 \right)$

注1 (1)の予測肺活量については、次の予測式を使用して算出すること。ただし、予測式の適応年齢は、男性18歳から91歳まで、女性18歳から95歳までであるので、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。

肺活量予測式（ℓ）

男性 0.045×身長（cm）－0.023×年齢（歳）－2.258
女性 0.032×身長（cm）－0.018×年齢（歳）－1.178

5 動脈血ガス（ 年 月 日）

- (1) O₂分圧 Torr
- (2) CO₂分圧 Torr
- (3) pH
- (4) 採血から分析までに時間を要した場合 時間 分
- (5) 耳朶血を用いた場合 []

注2 動脈血の採血及び分析は、安静恒常状態において次に掲げる条件下で行うこと。

- (1) 採血時の体位は背臥位であること。
- (2) 採血時の吸入ガスは室内気呼吸中のものであること。なお、O₂分圧については、本人の状況により酸素吸入中の数値しか得られない場合、吸入気の酸素濃度及び酸素投与の方法を記入すること。この場合、障害区分や等級決定に当たり、改めて問合せをする場合があります。

(3) 採血後、分析を5分～10分以内に速やかに行うこと。

6 その他の臨床所見

別記第4号様式の肝臓の機能障害の状態及び所見の事項中

3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロン ビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無
---	-------	-------

(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む 3項目以上における2点以上の 有無	有 ・ 無	有 ・ 無

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第24号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中

「○妊産婦の家庭の状況

区分	ふりがな氏名	妊産婦 との続柄	生 年 月 日	性 別	職業又は 就学等の 状況等	課税の有無		備 考
						本年度 分市町村 住民税	前年分 所得税	
妊産 婦の 世帯 員		本 人				有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
生活保護の状況		適用なし 適用あり（ 年 月 日保護開始）						
社会保険の 加入状況	加入の有無		有・無	保険の種類		出産育児一 時金等の額		円
	被保険者の記号			番号		被保険者名		
個人番号（妊産婦）								

を

「妊産婦の家庭の状況

区分	ふりがな氏名	妊産婦 との続柄	生 年 月 日	性 別	職業又は 就学等の 状況等	課税の有無		備 考
						本年度 分市町村 住民税	前年分 所得税	
妊産 婦の		本 人				有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	

世帯員									
				男・女		有・無	有・無		
				男・女		有・無	有・無		
				男・女		有・無	有・無		
生活保護の状況		適用なし 適用あり（ 年 月 日保護開始）							
社会保険の 加入状況	加入の有無	有・無	保険の種類		出産育児一時金等の額	円			
	被保険者の記号			番号		被保険者名			

に改め、同様式末尾欄外備考4の事項中「下さい」を「ください」に改める。
別記第5号様式中「○入所を希望する世帯の状況」を「入所を希望する世帯の状況」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第4号様式又は別記第5号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の児童福祉法施行細則別記第4号様式及び別記第5号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第25号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号の表2階の部避難用の項第1号及び3階の部避難用の項第1号中「同条第3

項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表4階以上の部避難用の項第1号中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第26号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第8条第10項第2号の表2階の部避難用の項第1号及び3階の部避難用の項第1号中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表4階以上の部避難用の項第1号中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第27号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。 別表第1中第97号を第105号とし、第96号を第103号とし、同号の次に次の1号を加える。 104 ロミフィジン 別表第1中第95号を第102号とし、第88号から第94号までを7号ずつ繰り下げ、第87号を第93号とし、同号の次に次の1号を加える。 94 メデトミジン 別表第1中第86号を第92号とし、第71号から第85号までを6号ずつ繰り下げ、第70号を第75号とし、同号の次に次の1号を加える。 76 プロピオニルプロマジン 別表第1中第69号を第73号とし、同号の次に次の1号を加える。 74 プロカテロール 別表第1中第68号を第72号とし、第46号から第67号までを4号ずつ繰り下げ、第45号を第48号とし、同号の次に次の1号を加える。 49 デトミジン 別表第1中第44号を第46号とし、同号の次に次の1号を加える。 47 デクスメデトミジン 別表第1中第43号を第45号とし、第22号から第42号までを2号ずつ繰り下げ、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。 23 キシラジン 別表第1中第20号を第21号とし、第1号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同表に第1号として次の1号を加える。 1 アセプロマジン 別表第1の備考中「第22号、第52号、第80号及び第81号」を「第24号、第56号、第86号及び第87号」に改める。 附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。	(1) 名称 北海道庁物品託送業務（各単位当たりの単価） (2) 調達予定数量 メール便 86,009個 宅 配 便 85,605個 2 随意契約の相手方を決定した日 平成28年2月19日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 佐川急便株式会社 (2) 住 所 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地 4 随意契約に係る契約金額 <table><tr><td>(1) メール便 全国 300グラム以内</td><td>70円</td></tr><tr><td>(2) メール便 全国 600グラム以内</td><td>70円</td></tr><tr><td>(3) メール便 全国 1キログラム以内</td><td>70円</td></tr><tr><td>(4) 宅配便 北海道 2キログラム以内</td><td>310円</td></tr><tr><td>(5) 宅配便 北海道 5キログラム以内</td><td>340円</td></tr><tr><td>(6) 宅配便 北海道 10キログラム以内</td><td>420円</td></tr><tr><td>(7) 宅配便 北海道 20キログラム以内</td><td>420円</td></tr><tr><td>(8) 宅配便 北海道 30キログラム以内</td><td>500円</td></tr><tr><td>(9) 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内</td><td>420円</td></tr><tr><td>(10) 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内</td><td>450円</td></tr><tr><td>(11) 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内</td><td>500円</td></tr><tr><td>(12) 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内</td><td>700円</td></tr><tr><td>(13) 宅配便 関東・信越以北 30キログラム以内</td><td>900円</td></tr><tr><td>(14) 宅配便 その他 2キログラム以内</td><td>420円</td></tr><tr><td>(15) 宅配便 その他 5キログラム以内</td><td>500円</td></tr><tr><td>(16) 宅配便 その他 10キログラム以内</td><td>650円</td></tr><tr><td>(17) 宅配便 その他 20キログラム以内</td><td>850円</td></tr><tr><td>(18) 宅配便 その他 30キログラム以内</td><td>850円</td></tr><tr><td>(19) 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内</td><td>800円</td></tr><tr><td>(20) 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>(21) 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>(22) 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>(23) 宅配便 東京23区航空便 30キログラム以内</td><td>3,500円</td></tr></table> 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由	(1) メール便 全国 300グラム以内	70円	(2) メール便 全国 600グラム以内	70円	(3) メール便 全国 1キログラム以内	70円	(4) 宅配便 北海道 2キログラム以内	310円	(5) 宅配便 北海道 5キログラム以内	340円	(6) 宅配便 北海道 10キログラム以内	420円	(7) 宅配便 北海道 20キログラム以内	420円	(8) 宅配便 北海道 30キログラム以内	500円	(9) 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内	420円	(10) 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内	450円	(11) 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内	500円	(12) 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内	700円	(13) 宅配便 関東・信越以北 30キログラム以内	900円	(14) 宅配便 その他 2キログラム以内	420円	(15) 宅配便 その他 5キログラム以内	500円	(16) 宅配便 その他 10キログラム以内	650円	(17) 宅配便 その他 20キログラム以内	850円	(18) 宅配便 その他 30キログラム以内	850円	(19) 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内	800円	(20) 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内	1,300円	(21) 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内	1,800円	(22) 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内	2,600円	(23) 宅配便 東京23区航空便 30キログラム以内	3,500円
(1) メール便 全国 300グラム以内	70円																																														
(2) メール便 全国 600グラム以内	70円																																														
(3) メール便 全国 1キログラム以内	70円																																														
(4) 宅配便 北海道 2キログラム以内	310円																																														
(5) 宅配便 北海道 5キログラム以内	340円																																														
(6) 宅配便 北海道 10キログラム以内	420円																																														
(7) 宅配便 北海道 20キログラム以内	420円																																														
(8) 宅配便 北海道 30キログラム以内	500円																																														
(9) 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内	420円																																														
(10) 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内	450円																																														
(11) 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内	500円																																														
(12) 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内	700円																																														
(13) 宅配便 関東・信越以北 30キログラム以内	900円																																														
(14) 宅配便 その他 2キログラム以内	420円																																														
(15) 宅配便 その他 5キログラム以内	500円																																														
(16) 宅配便 その他 10キログラム以内	650円																																														
(17) 宅配便 その他 20キログラム以内	850円																																														
(18) 宅配便 その他 30キログラム以内	850円																																														
(19) 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内	800円																																														
(20) 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内	1,300円																																														
(21) 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内	1,800円																																														
(22) 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内	2,600円																																														
(23) 宅配便 東京23区航空便 30キログラム以内	3,500円																																														
告 示																																															
北海道告示第207号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成28年3月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量																																															

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部人事局職員事務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第208号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

なお、平成28年北海道告示第168号（北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例に基づく危険薬物の指定）は、廃止する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物の指定を解除する物

- 2- { [ビス（4-フルオロフェニル）メチル] スルフィニル} アセトアミド及びその塩類
- 2-（4-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン及びその塩類
- (E)-メチル=2- { (2S, 3S, 12bS) -3-エチル-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b-オクタヒドロインドロ [2, 3-a] キノリジン-2-イル} -3-メトキシアクリラート及びその塩類
- (E)-メチル=2- { (2S, 3S, 7aS, 12bS) -3-エチル-7a-ヒドロキシ-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b-オクタヒドロインドロ [2, 3-a] キノリジン-2-イル} -3-メトキシアクリラート及びその塩類
- N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1- [（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチル] -1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- 1から5までに掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、ミトラガイナ スペシオーサ（ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）以外の植物を除く。

北海道告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所

就 任 平成28. 3. 1 理 事 高 玉 幸 吉 勇払郡むかわ町米原1107番地

同	同	同	上 杉 俊 光 同	むかわ町穂別稲里366番地
同	同	同	橋 本 幸 雄 同	むかわ町穂別和泉72番地7
同	同	同	水 野 俊 範 同	むかわ町二宮329番地
同	同	同	田 代 英 孝 同	むかわ町穂別安住239番地28
同	同	同	佐 藤 辰 行 同	むかわ町花岡603番地
同	同	同	牛 澤 良 夫 同	むかわ町穂別仁和66番地1
同	同	同	加 藤 光 昭 同	むかわ町有明48番地
同	同	同	村 山 正 同	むかわ町田浦650番地
同	同	同	山 谷 和 彦 同	むかわ町田浦47番地5
同	同	監 事	森 本 豊 同	むかわ町穂別和泉191番地3
同	同	同	近 藤 晴 夫 同	むかわ町福住1丁目26番地2
退 任	同	28. 2.29 理 事	明 村 一 同	むかわ町生田242番地33
同	同	同	新 沼 芳 隆 同	むかわ町田浦1083番地
同	同	同	橋 本 幸 雄 同	むかわ町穂別和泉72番地7
同	同	同	上 杉 俊 光 同	むかわ町穂別稲里366番地
同	同	同	水 野 俊 範 同	むかわ町二宮329番地
同	同	同	近 藤 晴 夫 同	むかわ町福住1丁目26番地2
同	同	同	田 代 英 孝 同	むかわ町穂別安住239番地28
同	同	同	遠 藤 一 三 同	むかわ町米原389番地6
同	同	同	佐 藤 辰 行 同	むかわ町花岡603番地
同	同	同	牛 澤 良 夫 同	むかわ町穂別仁和66番地1
同	同	監 事	高 玉 幸 吉 同	むかわ町米原1107番地
同	同	同	森 本 豊 同	むかわ町穂別和泉191番地3

北海道告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成28年3月11日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第211号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道農政部農村振興局農村整備課及び北海道留萌振興局産業振興部農村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月25日

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(7)遠別海岸の遠別町の項海岸保全区域の欄の1の事項を次のように改める。

1 天塩町境界と国有林海側境界との交点（A点）及び次のB点からG点までの各点を順次結ぶ線、A点及びA点から天塩町境界延長線上西南西に150メートルの点（①点）を結ぶ線と、①点から次の②点及び③点までの各点を順次に結ぶ線及びG点と③点とを結ぶ線によって囲まれた区域

- B点 2級基準点H26-7座標値（X=86,108.839、Y=-37,676.721）から方向角176度40分04秒の方向165.958メートルの地点
- C点 B点から方向角166度17分52秒の方向341.245メートルの地点
- D点 C点から方向角155度17分21秒の方向107.504メートルの地点
- E点 D点から方向角173度57分37秒の方向609.722メートルの地点
- F点 E点から方向角168度16分18秒の方向517.103メートルの地点
- G点 F点から方向角270度05分11秒の方向53.120メートルの地点
- ②点 2級基準点H26-4座標値（X=87,705.452、Y=-37,971.481）から方向角241度46分32秒の方向321.558メートルの地点
- ③点 G点から方向角281度33分18秒の方向192.880メートルの地点

北海道告示第212号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり漁港を指定する。

平成28年3月25日

- 1 漁港の名称 オホーツク枝幸漁港
- 2 種類 第2種
- 3 所在地 枝幸郡枝幸町
- 4 漁港の区域

水 域	陸 域
（音標地区） 次のア点からキ点までを順次結んだ線及び次のキ点とア点を結んだ線により囲まれた地域内の海面及び音標川河川水面 ア点 北緯 44度42分26秒7312 東経 142度48分18秒8444 イ点 北緯 44度42分44秒9953 東経 142度48分18秒2553	（音標地区） 水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた地域

- ウ点 北緯 44度43分14秒7877
東経 142度49分12秒5049
- エ点 北緯 44度42分33秒3405
東経 142度49分56秒7437
- オ点 北緯 44度42分03秒4717
東経 142度48分47秒3061
- カ点 北緯 44度42分22秒1035
東経 142度48分14秒3357
- キ点 北緯 44度42分25秒2125
東経 142度48分15秒9450

（乙忠部地区）

次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- ア点 北緯 44度47分10秒3908
東経 142度42分57秒4098
- イ点 北緯 44度47分17秒7288
東経 142度43分57秒9098
- ウ点 北緯 44度46分49秒3881
東経 142度43分52秒7840
- エ点 北緯 44度46分52秒7090
東経 142度43分10秒7829

（山臼地区）

次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- ア点 北緯 44度49分59秒4202
東経 142度40分24秒1381
- イ点 北緯 44度50分10秒7910
東経 142度40分58秒8858
- ウ点 北緯 44度49分30秒2913
東経 142度41分24秒9863
- エ点 北緯 44度49分19秒4512
東経 142度40分55秒9645

（徳志別地区）

次のア点からキ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- ア点 北緯 44度51分01秒4435
東経 142度39分13秒5410
- イ点 北緯 44度51分04秒4476
東経 142度39分26秒0071
- ウ点 北緯 44度50分59秒5208
東経 142度39分33秒6215
- エ点 北緯 44度51分01秒6203
東経 142度39分42秒3353

（乙忠部地区）

水域の欄に規定するウ点及びエ点並びに次のオ点を順次結んだ線、次のオ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域

- オ点 北緯 44度47分02秒8011
東経 142度43分07秒0734

（山臼地区）

水域の欄に規定するウ点及びエ点並びに次のオ点及びカ点までを順次結んだ線、次のカ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域

- オ点 北緯 44度49分34秒8776
東経 142度40分46秒4512
- カ点 北緯 44度49分50秒2289
東経 142度40分27秒8966

（徳志別地区）

水域の欄に規定するカ点及びキ点並びに次のク点からサ点までを順次結んだ線、次のサ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域

- ク点 北緯 44度50分52秒4749
東経 142度39分16秒5128
- ケ点 北緯 44度50分51秒7575
東経 142度39分13秒5366
- コ点 北緯 44度50分53秒3581

オ点 北緯 44度50分53秒5332 東経 142度39分42秒4804	東経 142度39分12秒6629
カ点 北緯 44度50分52秒6566 東経 142度39分23秒4839	サ点 北緯 44度50分54秒1484 東経 142度39分15秒9411
キ点 北緯 44度50分51秒0870 東経 142度39分16秒9708 (岡島地区)	(岡島地区)
次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するウ点及びエ点並びに次のオ点及びカ点までを順次結んだ線、次のカ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域
ア点 北緯 44度52分24秒7444 東経 142度38分17秒0682	オ点 北緯 44度52分15秒4300 東経 142度38分19秒6179
イ点 北緯 44度52分25秒7687 東経 142度38分39秒2102	カ点 北緯 44度52分20秒3372 東経 142度38分21秒7039
ウ点 北緯 44度52分15秒7645 東経 142度38分41秒8442	
エ点 北緯 44度52分14秒7245 東経 142度38分19秒8417	

北海道告示第213号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり漁港を指定する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 漁港の名称 オホーツク枝幸北漁港
- 種類 第2種
- 所在地 枝幸郡枝幸町
- 漁港の区域

水 域	陸 域
(問牧地区) 次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア点 北緯 44度59分21秒7781 東経 142度32分22秒8542 イ点 北緯 44度59分41秒4553 東経 142度32分42秒7860 ウ点 北緯 44度59分25秒4206 東経 142度33分07秒1995 エ点 北緯 44度59分06秒9559 東経 142度32分42秒7560 (目梨泊地区)	(問牧地区) 水域の欄に規定するウ点及びエ点並びに次のオ点を順次結んだ線、次のオ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域 オ点 北緯 44度59分12秒4395 東経 142度32分32秒0056 (目梨泊地区)

次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア点 北緯 45度02分23秒4622 東経 142度30分25秒9101 イ点 北緯 45度02分37秒4063 東経 142度30分57秒6123 ウ点 北緯 45度02分00秒1580 東経 142度31分34秒1362 エ点 北緯 45度01分48秒1835 東経 142度31分15秒9027	水域の欄に規定するウ点及びエ点並びに次のオ点からコ点までを順次結んだ線、次のコ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ オ点 北緯 45度01分52秒3174 東経 142度31分09秒4711 カ点 北緯 45度01分55秒7714 東経 142度31分04秒7120 キ点 北緯 45度02分01秒4044 東経 142度30分58秒9947 ク点 北緯 45度02分02秒3163 東経 142度30分56秒4988 ケ点 北緯 45度02分06秒1472 東経 142度30分48秒9926 コ点 北緯 45度02分19秒5272 東経 142度30分29秒0910
--	--

北海道告示第214号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

抜海漁港（稚内市）の項を次のように改める。

抜海漁港 (稚内市)	1 船揚場のうち別図に示す38.4メートル	10隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 護岸のうち別図に示す18.2メートル	2隻以内	4月1日から 4月30日まで 9月1日から 11月30日まで

古平漁港（古平町）の項を削る。

美国漁港（積丹町）の項を次のように改める。

美国漁港 (積丹町)	1 -3.0メートル岸壁のうち別図に示す20メートル	2隻以内	周年
	2 -5.0メートル岸壁のうち別図に示す36メートル	2隻以内	
	3 突堤のうち別図に示す37メートル	12隻以内	

珊瑚漁港（神恵内村）の項中「珊瑚漁港」を「神恵内漁港（珊瑚地区）」に改める。
 赤石漁港（神恵内村）の項中「赤石漁港」を「神恵内漁港（赤石地区）」に改める。
 神恵内漁港（神恵内村）の項中「神恵内漁港」を「神恵内漁港（本港地区）」に改める。
 北斗漁港（上磯地区）（北斗市）の項中「19隻以内」を「18隻以内」に改める。
 虻田漁港（洞爺湖町）の項を削る。
 知布泊漁港（斜里町）の項中「21隻以内」を「20隻以内」に改める。

北海道告示第215号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

音標漁港（枝幸町）の項中「音標漁港（枝幸町）」を「オホーツク枝幸漁港（音標地区）」に改める。

乙忠部漁港（枝幸町）の項中「乙忠部漁港（枝幸町）」を「オホーツク枝幸漁港（乙忠部地区）」に改める。

山白（山白地区）漁港（枝幸町）の項中「山白（山白地区）漁港（枝幸町）」を「オホーツク枝幸漁港（山白地区）」に改める。

山白（徳志別地区）漁港（枝幸町）の項中「山白（徳志別地区）漁港（枝幸町）」を「オホーツク枝幸漁港（徳志別地区）」に改める。

岡島漁港（枝幸町）の項中「岡島漁港（枝幸町）」を「オホーツク枝幸漁港（岡島地区）」に改める。

間牧漁港（枝幸町）の項中「間牧漁港（枝幸町）」を「オホーツク枝幸北漁港（間牧地区）」に改める。

目梨泊漁港（枝幸町）の項中「目梨泊漁港（枝幸町）」を「オホーツク枝幸北漁港（目梨泊地区）」に改める。

南浜漁港（利尻富士町）の項中「南浜漁港（利尻富士町）」を「鬼脇漁港（南浜地区）」に改める。

旭浜漁港（利尻富士町）の項中「旭浜漁港（利尻富士町）」を「鬼脇漁港（旭浜地区）」に改める。

川白漁港（神恵内村）の項中「川白漁港（神恵内村）」を「神恵内漁港（川白地区）」に改める。

珊瑚漁港（神恵内村）の項中「珊瑚漁港（神恵内村）」を「神恵内漁港（珊瑚地区）」に改める。

赤石漁港（神恵内村）の項中「赤石漁港（神恵内村）」を「神恵内漁港（赤石地区）」に

改める。

神恵内漁港（神恵内村）の項中「神恵内漁港（神恵内村）」を「神恵内漁港（本港地区）」に改める。

歌島漁港（島牧村）の項中「歌島漁港（島牧村）」を「厚瀬漁港（歌島地区）」に改める。

厚瀬漁港（島牧村）の項中「厚瀬漁港（島牧村）」を「厚瀬漁港（厚瀬地区）」に改める。

常呂漁港（北見市）の項中「北防波堤、東防波堤」を「北防波堤、東防波堤、第2北防波堤」に改める。

常呂河口漁港（北見市）の項中「物揚場245m」を「物揚場269m」に改める。

富武士（若里地区）漁港（佐呂間町）の項中「船揚場及び漁船保管施設用地」を「船揚場、漁船保管施設用地及び野積場用地」に改める。

元稲府漁港（雄武町）の項中「第1船揚場、第2船揚場、第3船揚場、漁船保管施設用地及び野積場」を「第1船揚場、第2船揚場、第3船揚場及び漁船保管施設用地」に改める。

北海道告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 白老郡白老町字石山273（次の図に示す部分に限る。）
 - 指 定 の 目 的 水源の涵養
 - 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第217号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字新栄164の2・164の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ263の4地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第218号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 函館市大船町253の1・446（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第219号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上磯郡木古内町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
木古内町（次の図に示す部分に限る。）
（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上磯郡木古内町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 上磯郡木古内町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 火災の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び木古内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第221号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町・中川郡池田町（国有林。以上2町について次の図に示す部分に限る。）、日高町・池田町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日高町・池田町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成28年3月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 通知の内容 平成28年農林水産省告示第602号

(2) 所在が不明な者 五十嵐 治郎吉

(3) 掲示場所 小平町役場

2(1) 通知の内容 平成28年農林水産省告示第602号

(2) 所在が不明な者 舩山 博昭、千田 等、森 昌蔵

(3) 掲示場所 苫前町役場

3(1) 通知の内容 平成28年農林水産省告示第602号

(2) 所在が不明な者 山下 ヨシ、今井 長治、西沢 サワ、西沢 哲二、西沢 正安、佐藤 寅之助、指田 静枝、指田 勝也、指田 美樹、小納 ヒデ、小納 正忠、浅石 良子、菊池 治夫、三浦 富太郎、中井 うめ、牧野 瑠美子、工藤 ミツエ、山下 チヨ、服部 源助、広谷 ナミ、秋野 美枝子、白府 裕子、大西 美津子、小池田 洋子、小西 香珠子、廣谷 和雄、広谷 正孝、加賀見 輝子、近江谷 キワ子、広谷 正一、廣谷 文夫、広谷 ヨシエ、田口 静枝、平松 幸子、相原 清、野越 キワ、野越 春夫、鎌田 ヨイ、野越 清、竹下 静子、野越 智恵子、野村 幸子、近江谷 二三代、近江谷 純子、高嶋 喜作、土屋 州介、高田 トヨ、高嶋 トキエ、高嶋 優子、関谷 幸子、土屋 八恵子

(3) 掲示場所 羽幌町役場

4(1) 通知の内容 平成28年農林水産省告示第602号

(2) 所在が不明な者 奥山 公夫、小田切 秀彦

(3) 掲示場所 天塩町役場

北海道告示第223号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示し

た。

平成28年 3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第154号

2 所在が不明な者 松倉 八郎

北海道告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成28年 3月25日

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道古平神恵内線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1147林班ろ小班地先から 同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1147林班ろ小班地先まで	平成28. 3.25
道道古平神恵内線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1138林班い1小班地先から 同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1138林班い1小班地先まで	平成28. 3.25
道道上士幌士幌音更線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	河東郡音更町南鈴蘭南3丁目1番48地先から 同郡音更町木野大通西3丁目2番34地先まで	平成28. 3.25
道道新函館北斗停車場七飯線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	北斗市市渡868番2地先から 同市市渡883番1地先まで	平成28. 3.26

北海道告示第225号

常呂川水系に係る一級河川小石川について、河川法（昭和39年法律第167号）第58条の2第1項及び第58条の3第1項の規定により、次の区域を河川立体区域及び河川保全立体区域として指定する。
平成28年 3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

河川立体区域に該当する区域は、次の図面（第1号図から第18号図まで）の茶色で着色した部分の区域とし、河川保全立体区域に該当する区域は、同図面の茶色の斜線を記入した部分の区域

（「次の図面」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成28年 3月25日

北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一

1 落札に係る特定役務の名称（1トン当たりの単価）及び調達予定数量
石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務 2,060トン

2 落札を決定した日
平成28年 3月15日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 ジェイアール物流・J R貨物・北海自動車汚泥運搬共同体
(2) 住 所 札幌市白石区流通センター5丁目5番18号

4 落札金額
8,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成28年 2月 2日付け北海道空知総合振興局告示第7号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

北海道渡島総合振興局告示第45号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
平成28年 3月25日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 名 称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステー

- プル針を除く。)の供給を含む。) 一式
- イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 9,137枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成28年6月1日から平成33年5月31日まで
- なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借(複写機)の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
- (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成28年3月25日(金)から同年4月22日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階 402号会議

- (送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課)
- (2) 入札日時 平成28年5月10日(火)午後1時30分(送付による場合は、同月9日(月)までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1)ア 名称及び数量 複写機の賃貸借契約 1台
イ 予定時期 平成28年7月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)
- (2)ア 名称及び数量 複写機の賃貸借契約 4台
イ 予定時期 平成29年1月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道渡島総合振興局のホームページ(<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額(単価)に、1枚当たりの入札金額(単価)に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138-47-9416 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a copying machine 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 10, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than May 9, 2016) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima Gerenal Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416	(1) 入札番号2 529,200円 (2) 入札番号3 233,280円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月26日付け北海道オホーツク総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局告示第54号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月25日 北海道オホーツク総合振興局長 森 田 良 二 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 (1) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 20台 一式 (2) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 8台 一式 2 落札を決定した日 平成28年2月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 入札番号2 ア 氏 名 北見三菱自動車販売株式会社 イ 住 所 北見市本町5丁目10番25号 (2) 入札番号3 ア 氏 名 北見三菱自動車販売株式会社 イ 住 所 北見市本町5丁目10番25号 4 落札金額	道立緑ヶ丘病院告示 北海道立緑ヶ丘病院告示第21号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月25日 北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式 2 落札を決定した日 平成28年3月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京美装北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地 4 落札金額 28,800,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月29日付け北海道立緑ヶ丘病院告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課 (2) 所在地 河東郡音更町緑が丘1番地 道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第14号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月25日 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター院長 岡 隆 治 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庁舎清掃業務及び北海道旭川養護学校庁舎清掃業務 一式 2 落札を決定した日 平成28年3月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ビルテクノ (2) 住 所 旭川市神居7条11丁目2番7号 4 落札金額 16,296,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月29日付け北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課 (2) 所在地 旭川市春光台2条1丁目1番43号	3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 伊藤忠エネクス株式会社 (2) 住 所 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 4 落札金額 (1) 基本料金 1,188円 (2) 電力量料金 16.74円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月8日付け北海道教育庁日高教育局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁オホーツク教育局告示第26号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月25日 北海道教育庁オホーツク教育局長 田 中 宣 行 1 落札に係る物品等の名称及び数量 オホーツク管内道立学校で使用する電力 (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 29校 合計 1,838kW (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 29校 合計 3,888,715kWh 2 落札を決定した日 平成28年2月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 伊藤忠エネクス株式会社 (2) 住 所 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 4 落札金額 (1) 1166.40円 (2) 16.74円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月15日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁日高教育局告示第19号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月25日 北海道教育庁日高教育局長 北 村 善 春 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 基本料金（契約電力1キロワット当たりの単価） 6校 合計420キロワット (2) 電力量料金（使用電力1キロワット時当たりの単価） 6校 合計867,611キロワット時 2 落札を決定した日 平成28年2月25日	3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 伊藤忠エネクス株式会社 (2) 住 所 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 4 落札金額 (1) 1166.40円 (2) 16.74円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月15日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月25日

北海道教育庁オホーツク教育局長 田 中 宣 行

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | | |
|--------------------------|----|----|
| (1) パーソナルコンピュータの購入（網走地区） | 2台 | 一式 |
| (2) パーソナルコンピュータの購入（北見地区） | 2台 | 一式 |
| (3) パーソナルコンピュータの購入（紋別地区） | 5台 | 一式 |

2 落札を決定した日

平成28年2月26日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|----------|-----------------|
| (1)ア 氏 名 | 株式会社オフィスワン |
| イ 住 所 | 網走市新町1丁目1番8号 |
| (2)ア 氏 名 | 小林株式会社 |
| イ 住 所 | 北見市大通西6丁目2番地 |
| (3)ア 氏 名 | 富士ゼロックス北海道株式会社 |
| イ 住 所 | 札幌市中央区大通西6丁目1番地 |

4 落札金額

- | | |
|-----|----------|
| (1) | 257,040円 |
| (2) | 259,200円 |
| (3) | 648,000円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月29日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月25日

北海道教育庁十勝教育局長 上 野 靖

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|------------|-------------|
| (1) A重油その1 | 107,000リットル |
| (2) A重油その2 | 51,000リットル |
| (3) A重油その3 | 124,000リットル |
| (4) A重油その4 | 83,000リットル |
| (5) A重油その5 | 144,000リットル |
| (6) 灯油その1 | 81,000リットル |
| (7) 灯油その2 | 21,000リットル |

2 落札を決定した日

平成28年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(4)及び(5)

ア 氏 名	北海道エネルギー株式会社
イ 住 所	札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- (2) 1の(2)

ア 氏 名	株式会社晃陽燃料
イ 住 所	帯広市東5条南21丁目1番地9

- (3) 1の(3)

ア 氏 名	株式会社JAサービス帯広かわにし
イ 住 所	帯広市川西町西2線61番地

- (4) 1の(6)

ア 氏 名	YSヤマショウ株式会社
イ 住 所	帯広市西1条南3丁目10番地2

- (5) 1の(7)

ア 氏 名	ミナミ石油株式会社
イ 住 所	札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

4 落札金額

- | | |
|-----|--------|
| (1) | 31.70円 |
| (2) | 50.00円 |
| (3) | 31.80円 |
| (4) | 31.90円 |
| (5) | 31.60円 |
| (6) | 34.40円 |
| (7) | 49.99円 |

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月26日付け北海道教育庁十勝教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目	第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。 (特地部局等の見直し) 第7条 特地部局及び準特地部局並びに級別区分については、おおむね6年ごとに見直すものとする。 別表を次のように改める。 別表（第2条、第3条関係） ア 道職員給与条例関係																																
道 人 事 委 員 会 規 則																																	
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月25日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則7－1318 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7－357）の一部を次のように改正する。 別表イの表旭川の項中 「<table><tr><td>深川市鷹泊</td><td>深川警察署鷹泊駐在所</td><td>を</td></tr><tr><td>小平町字鬼鹿広富 深川市鷹泊</td><td>留萌警察署鬼鹿駐在所 深川警察署鷹泊駐在所</td><td>に</td></tr></table>」 改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成28年3月9日から適用する。 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月25日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則7－1319 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7－357）の一部を次のように改正する。	深川市鷹泊	深川警察署鷹泊駐在所	を	小平町字鬼鹿広富 深川市鷹泊	留萌警察署鬼鹿駐在所 深川警察署鷹泊駐在所	に	<table><tr><th>管内</th><th>所 在 地</th><th>部 局 名</th><th>級別 区分</th></tr><tr><td>日高振興局</td><td>えりも町字庶野</td><td>庶野診療所</td><td>1級地</td></tr><tr><td>檜山振興局</td><td>奥尻町字奥尻 奥尻町字球浦</td><td>檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所奥尻支所 渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所</td><td>4級地</td></tr><tr><td rowspan="2">留萌振興局</td><td>羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜</td><td>天売診療所 焼尻診療所</td><td>6級地</td></tr><tr><td>遠別町字本町1丁目</td><td>留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所</td><td>1級地</td></tr><tr><td rowspan="7">宗谷総合振興局</td><td>礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 利尻町杵形字泉町 利尻町杵形字日出町 利尻富士町鬼脇字金崎 利尻富士町鴛泊字栄町 利尻富士町鴛泊字栄町</td><td>宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所礼文支所 香深診療所 宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所 宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所 宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所 鬼脇診療所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所利尻支所 宗谷総合振興局保健環境部鴛泊社会福祉事務出張所</td><td>5級地</td></tr><tr><td>浜頓別町中央北 浜頓別町中央北 浜頓別町緑ヶ丘7丁目 浜頓別町緑ヶ丘8丁目 中頓別町字中頓別</td><td>宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健支所 宗谷総合振興局森林室 宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所頓別事業所 宗谷家畜保健衛生所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改</td><td>1級地</td></tr></table>	管内	所 在 地	部 局 名	級別 区分	日高振興局	えりも町字庶野	庶野診療所	1級地	檜山振興局	奥尻町字奥尻 奥尻町字球浦	檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所奥尻支所 渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所	4級地	留萌振興局	羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜	天売診療所 焼尻診療所	6級地	遠別町字本町1丁目	留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所	1級地	宗谷総合振興局	礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 利尻町杵形字泉町 利尻町杵形字日出町 利尻富士町鬼脇字金崎 利尻富士町鴛泊字栄町 利尻富士町鴛泊字栄町	宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所礼文支所 香深診療所 宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所 宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所 宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所 鬼脇診療所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所利尻支所 宗谷総合振興局保健環境部鴛泊社会福祉事務出張所	5級地	浜頓別町中央北 浜頓別町中央北 浜頓別町緑ヶ丘7丁目 浜頓別町緑ヶ丘8丁目 中頓別町字中頓別	宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健支所 宗谷総合振興局森林室 宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所頓別事業所 宗谷家畜保健衛生所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改	1級地
深川市鷹泊	深川警察署鷹泊駐在所	を																															
小平町字鬼鹿広富 深川市鷹泊	留萌警察署鬼鹿駐在所 深川警察署鷹泊駐在所	に																															
管内	所 在 地	部 局 名	級別 区分																														
日高振興局	えりも町字庶野	庶野診療所	1級地																														
檜山振興局	奥尻町字奥尻 奥尻町字球浦	檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所奥尻支所 渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所	4級地																														
留萌振興局	羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜	天売診療所 焼尻診療所	6級地																														
	遠別町字本町1丁目	留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所	1級地																														
宗谷総合振興局	礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 利尻町杵形字泉町 利尻町杵形字日出町 利尻富士町鬼脇字金崎 利尻富士町鴛泊字栄町 利尻富士町鴛泊字栄町	宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所礼文支所 香深診療所 宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所 宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所 宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所 鬼脇診療所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所利尻支所 宗谷総合振興局保健環境部鴛泊社会福祉事務出張所	5級地																														
	浜頓別町中央北 浜頓別町中央北 浜頓別町緑ヶ丘7丁目 浜頓別町緑ヶ丘8丁目 中頓別町字中頓別	宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健支所 宗谷総合振興局森林室 宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所頓別事業所 宗谷家畜保健衛生所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改	1級地																														

	枝幸町本町	良普及センター 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所枝幸支所			えりも町字庶野	浦河警察署庶野駐在所		
	枝幸町歌登西町	宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所			函館 奥尻町字奥尻	江差警察署奥尻駐在所	4 級地	
	幌延町元町	留萌家畜保健衛生所			奥尻町字青苗	江差警察署青苗駐在所		
					寿都町字磯谷町能津登	寿都警察署磯谷駐在所	2 級地	
オホーツク総合振興局	斜里町ウトロ東	ウトロ診療所	3 級地		八雲町熊石相沼町	八雲警察署相沼駐在所	1 級地	
	斜里町ウトロ西	オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室			八雲町熊石根崎町	八雲警察署熊石駐在所		
	遠軽町白滝	白滝診療所	2 級地		松前町字江良	松前警察署江良駐在所		
	湧別町開盛	網走家畜保健衛生所 B S E 検査室	1 級地		上ノ国町字石崎	江差警察署石崎駐在所		
十勝総合振興局	本別町西仙美里	農業大学校	1 級地		上ノ国町字湯ノ岱	江差警察署湯ノ岱駐在所		
釧路総合振興局	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目	阿寒湖畔診療所	2 級地		せたな町大成区都	せたな警察署大成駐在所		
	浜中町茶内橋北東	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路東部支所	1 級地		せたな町大成区宮野	せたな警察署宮野駐在所		
イ 警察職員給与条例関係					島牧村字本日	寿都警察署本日駐在所		
方面管内	所在地	部局名	級別区分		島牧村字泊	寿都警察署島牧駐在所		
札幌	積丹町大字余別町	余市警察署余別駐在所	3 級地		寿都町字湯別町下湯別	寿都警察署湯別駐在所		
	石狩市浜益区浜益	北警察署浜益駐在所	2 級地		黒松内町字白井川	寿都警察署白井川駐在所		
	積丹町大字入舸町	余市警察署入舸駐在所			旭川 羽幌町大字天売字和浦	羽幌警察署天売駐在所	6 級地	
	日高町宮下町 2 丁目	門別警察署日高駐在所			羽幌町大字焼尻字東浜	羽幌警察署焼尻駐在所		
	平取町振内町	門別警察署振内駐在所			礼文町大字香深村字トンナイ	稚内警察署香深駐在所	5 級地	
	新冠町字泉	静内警察署泉駐在所			礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ	稚内警察署船泊駐在所		
	蘭越町目名町	倶知安警察署目名駐在所	1 級地		利尻町沓形字日出町	稚内警察署沓形駐在所		
	蘭越町港町	倶知安警察署港駐在所			利尻町仙法志字本町	稚内警察署仙法志駐在所		
	喜茂別町字鈴川	倶知安警察署鈴川駐在所			利尻富士町鬼脇字鬼脇	稚内警察署鬼脇駐在所		
	神恵内村大字神恵内村	岩内警察署神恵内駐在所			利尻富士町鷺泊字栄町	稚内警察署鷺泊駐在所		
	伊達市大滝区本町	伊達警察署大滝駐在所			上川町字層雲峡	旭川東警察署層雲峡駐在所	3 級地	
	むかわ町穂別	苫小牧警察署穂別駐在所			幌加内町字朱鞠内	士別警察署朱鞠内駐在所		
	日高町字厚賀町	門別警察署厚賀駐在所			中川町字佐久市街	美深警察署佐久駐在所	2 級地	
	平取町字荷負	門別警察署荷負駐在所			中頓別町字小頓別	枝幸警察署小頓別駐在所		
	新ひだか町静内御園	静内警察署御園駐在所			枝幸町字乙忠部	枝幸警察署乙忠部駐在所		
	新ひだか町東静内	静内警察署東静内駐在所			稚内市宗谷岬	稚内警察署宗谷岬駐在所		
	新ひだか町静内春立	静内警察署春立駐在所			猿払村鬼志別東町	稚内警察署鬼志別駐在所		
	新ひだか町三石歌笛	静内警察署歌笛駐在所			猿払村知来別	稚内警察署知来別駐在所		
	様似町字旭	浦河警察署旭駐在所			南富良野町字落合	富良野警察署落合駐在所		
	えりも町字えりも岬	浦河警察署えりも岬駐在所			深川市字鷹泊	深川警察署鷹泊駐在所		
					幌延町字問寒別	天塩警察署問寒別駐在所		
					幌加内町字幌加内	士別警察署幌加内駐在所	1 級地	
					美深町字恩根内	美深警察署恩根内駐在所		
					音威子府村字音威子府	美深警察署音威子府駐在所		
					中川町字中川市街	美深警察署中川駐在所		
					浜頓別町大通 5 丁目	枝幸警察署浜頓別駐在所		
					中頓別町字中頓別	枝幸警察署中頓別駐在所		

	枝幸町本町 枝幸町歌登西町 稚内市大字声間村字沼川 稚内市大字抜海村字上ユーチ原野 稚内市大字宗谷村字宗谷占冠村字中央 小平町字鬼鹿広富 苫前町字古丹別 初山別村字初山別 遠別町字本町4丁目 天塩町字オヌブナイ 豊富町字上サロベツ西14線 幌延町宮園町	枝幸警察署 枝幸警察署歌登駐在所 稚内警察署沼川駐在所 稚内警察署勇知駐在所 稚内警察署宗谷駐在所 富良野警察署占冠駐在所 留萌警察署鬼鹿駐在所 羽幌警察署古丹別駐在所 羽幌警察署初山別駐在所 天塩警察署遠別駐在所 天塩警察署雄信内駐在所 天塩警察署兜沼駐在所 天塩警察署幌延駐在所			置戸町字安住 佐呂間町字浜佐呂間 遠軽町生田原 遠軽町丸瀬布東町 湧別町芭露 美幌町字福住 清里町緑町 西興部村字上興部 雄武町字幌内	北見警察署勝山駐在所 遠軽警察署浜佐呂間駐在所 遠軽警察署生田原駐在所 遠軽警察署丸瀬布駐在所 遠軽警察署芭露駐在所 美幌警察署福住駐在所 斜里警察署緑駐在所 興部警察署上興部駐在所 興部警察署幌内駐在所	1 級地
釧路	上士幌町字糠平南区	帯広警察署糠平駐在所	3 級地	附 則 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第12条の2第1項又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第14条の2第1項の特地部局（以下「特地部局」という。）とされていた部局のうち施行日において特地部局とされないこととなった部局は、平成31年3月31日までの間、特地部局とする。 3 前項の規定に基づき特地部局とされた部局に勤務する職員に係る特地勤務手当の支給割合は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日における当該部局の級別区分に応じた支給割合に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合とする。 (1) 施行日から平成29年3月31日まで 100分の100 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 100分の70 (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 100分の40 4 附則第2項の規定に基づき特地部局とされた部局に勤務する職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給割合は、改正後の規則第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる部局の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 施行日において道職員給与条例第12条の3第1項又は警察職員給与条例第14条の3第1項の準特地部局（以下「準特地部局」という。）に該当することとなった部局 当該部局を準特地部局とみなした場合における特地勤務手当に準ずる手当の支給割合（以下この号において「新手当割合」という。）に、引下割合（施行日の前日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当に準ずる手当の支給割合（次号において「旧手当割合」という。）と新手当割合との差に相当する割合をいう。）に前項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合を加えた割合 (2) 施行日において特地部局又は準特地部局のいずれにも該当しないこととなった部局			
	釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目 標津町字薫別 羅臼町麻布町 羅臼町栄町 豊頃町大津寿町 足寄町螺湾本町 足寄町上利別本町 陸別町字陸別東3条3丁目	釧路警察署阿寒湖畔駐在所 中標津警察署薫別駐在所 中標津警察署麻布駐在所 中標津警察署羅臼駐在所 池田警察署大津駐在所 本別警察署螺湾駐在所 本別警察署上利別駐在所 本別警察署陸別駐在所	2 級地				
	浜中町霧多布西2条1丁目 浜中町茶内橋北東 浜中町浜中桜北 弟子屈町川湯温泉1丁目 根室市落石東 根室市厚床1丁目 根室市納沙布 別海町西春別幸町 別海町尾岱沼潮見町 別海町西春別駅前寿町 浦幌町字宝生 浦幌町字厚内3条通2丁目 足寄町芽登本町 幕別町忠類白銀町 広尾町字音調津 広尾町字豊似	厚岸警察署霧多布駐在所 厚岸警察署茶内駐在所 厚岸警察署浜中駐在所 弟子屈警察署川湯駐在所 根室警察署落石駐在所 根室警察署厚床駐在所 根室警察署納沙布駐在所 中標津警察署西春別駐在所 中標津警察署尾岱沼駐在所 中標津警察署西春別駅前駐在所 池田警察署上浦幌駐在所 池田警察署厚内駐在所 本別警察署芽登駐在所 帯広警察署忠類駐在所 広尾警察署音調津駐在所 広尾警察署豊似駐在所	1 級地				
北見	斜里町ウトロ東	斜里警察署ウトロ駐在所	3 級地				
	遠軽町白滝	遠軽警察署白滝駐在所	2 級地				

- 旧手当割合に、前項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合
- 5 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となった部局に勤務する職員に係る特地勤務手当の支給割合は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、当該部局の級別区分に応じた支給割合に、引下割合（施行日の前日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当の支給割合と施行日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当の支給割合との差に相当する割合をいう。）に附則第3項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合を加えた割合とする。
- 6 前項に規定する部局に在勤する職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給割合は、改正後の規則第5条第2項の規定にかかわらず、当該部局の級別区分に応じた支給割合に、引下割合（施行日の前日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当に準ずる手当の支給割合と施行日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当に準ずる手当の支給割合との差に相当する割合をいう。）に附則第3項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合を加えた割合とする。
- 7 施行日の前日において準特地部局とされていた部局のうち施行日において特地部局又は準特地部局のいずれにも該当しないこととなった部局は、平成31年3月31日までの間、準特地部局とする。
- 8 前項の規定に基づき準特地部局とされた部局に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の支給割合は、改正後の規則第5条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する支給割合に、附則第3項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合とする。
- 9 附則第2項から前項までの規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間の特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当について、これらの規定により難い特別の事情があるときは、任命権者はその都度人事委員会事務局長と協議して別段の定めをすることができる。

職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則12－14

職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則
（職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正）

第1条 職員の営利企業等の従事制限に関する規則（人事委員会規則12－1）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の営利企業への従事等の制限に関する規則
（研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関す

る規則の一部改正）

第2条 研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則（人事委員会規則12－8）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」を、「職員の営利企業への従事等の制限に関する規則」に改める。

（教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正）

第3条 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則（人事委員会規則12－13）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則

（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）

第4条 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（人事委員会規則2－45）の一部を次のように改正する。

別表第2 共通事項第13号中「が、営利企業等に従事すること」を「の営利企業への従事等」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則13－96

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則18－2

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則18－0）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「又は第4項」を「、第4項又は第5項」に改め、同条を第4条とし、第6条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則19－2

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則19－0）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第2項及び第4項」を「第7条第4項」に改め、「、第10条第4項、第6項」及び「第8項並びに」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第5号

平成19年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成28年3月9日から適用する。

平成28年3月25日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

別表イの表旭川の項中

「

小平町字鬼鹿港町	留萌警察署鬼鹿駐在所
----------	------------

」を

削る。

北海道人事委員会告示第6号

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第12条の3及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第14条の3に規定する北海道人事委員会の指定する準特地部局は、次のとおりとし、平成28年4月1日から適用する。

なお、これに伴い、平成19年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）は、廃止する。

平成28年3月25日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

ア 道職員給与条例関係

管内	所 在 地	部 局 名
石狩振興局	石狩市厚田区厚田	石狩振興局産業振興部石狩地区水産技術普及指導所
後志総合振興局	寿都町字渡島町 黒松内町字黒松内 黒松内町字黒松内 蘭越町蘭越町 真狩村字真狩 共和町老古美 共和町宮丘 岩内町字清住 岩内町字相生	後志総合振興局保健環境部寿都社会福祉事務出張所 後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター南後志支所 後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所黒松内事業所 後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所 後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所 後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所 原子力環境センター 後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室 後志総合振興局産業振興部後志地区水産技術普及指導所岩内支所
	日高振興局	日高町字緑町 平取町本町 平取町本町 新冠町字西泊津 浦河町向が丘西2丁目 新ひだか町静内ときわ町4丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内旭町2丁目
渡島総合	松前町字建石	渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所

振興局	松前町字福山 松前町字福山 松前町字朝日 鹿部町字本別	渡島総合振興局産業振興部渡島地区水産技術普及指導所松前支所 渡島総合振興局保健環境部松前社会福祉事務出張所 渡島総合振興局西部森林室 漁業研修所		大樹町鏡町 大樹町字下大樹 大樹町字下大樹 広尾町公園通南4丁目 広尾町東1条11丁目 本別町北1丁目 足寄町下愛冠3丁目 足寄町常盤 足寄町南3条4丁目 足寄町南3条4丁目 浦幌町字東山町 浦幌町字万年	十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所 十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝南部支所 十勝総合振興局森林室大樹事務所 十勝総合振興局保健環境部広尾地域保健支所 十勝総合振興局産業振興部十勝地区水産技術普及指導所 十勝総合振興局保健環境部本別地域保健支所 十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所 青少年体験活動支援施設ネイパル足寄 十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東北部支所 十勝総合振興局森林室足寄事務所 十勝総合振興局森林室 十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所
檜山振興局	今金町字今金 今金町字今金 せたな町瀬棚区本町 せたな町北檜山区北檜山 せたな町北檜山区北檜山 せたな町北檜山区北檜山	檜山振興局保健環境部今金地域保健支所 渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所 檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所 せたな支所 檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター檜山北部支所 檜山振興局保健環境部北檜山社会福祉事務出張所 檜山振興局森林室北檜山事務所		釧路総合振興局 厚岸町梅香町1丁目 厚岸町愛冠 標茶町常盤8丁目 弟子屈町桜丘3丁目	釧路総合振興局森林室音別事務所 釧路総合振興局産業振興部釧路地区水産技術普及指導所 釧路総合振興局森林室 青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸 釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター 釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所
留萌振興局	羽幌町南6条2丁目 羽幌町港町4丁目 羽幌町栄町 羽幌町寿町 天塩町新栄通9丁目 天塩町新栄通9丁目 天塩町新栄通9丁目 天塩町新栄通9丁目	留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター 留萌振興局産業振興部留萌地区水産技術普及指導所 羽幌病院 留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所 留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター北留萌支所 留萌振興局保健環境部天塩地域保健支所 留萌振興局保健環境部天塩社会福祉事務出張所 留萌振興局森林室天塩事務所		根室振興局 別海町別海緑町 別海町別海緑町 別海町別海緑町 中標津町東1条南6丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町北中 標津町北4条西1丁目	根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター 根室家畜保健衛生所 根室振興局森林室 根室振興局保健環境部中標津地域保健室 根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター北根室支所 根室振興局保健環境部中標津社会福祉事務出張所 釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所 釧路総合振興局釧路建設管理部中標津空港管理事務所 根室振興局産業振興部根室地区水産技術普及指導所 標津支所
宗谷総合振興局	豊富町字上サロベツ	宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所			
オホーツク総合振興局	北見市常呂町字栄浦 紋別市小向 斜里町文光町 清里町羽衣町 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町福路1丁目 大空町女満別中央 大空町東藻琴千草	青少年体験活動支援施設ネイパル北見 オホーツク総合振興局網走建設管理部オホーツク紋別空港管理事務所 オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所 オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター清里支所 オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所 オホーツク総合振興局保健環境部遠軽社会福祉事務出張所 オホーツク総合振興局保健環境部遠軽地域保健支所 オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所 オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所 オホーツク総合振興局網走建設管理部女満別空港管理事務所 東藻琴食肉衛生検査所			
十勝総合振興局	新得町字上佐幌西3線 新得町3条南6丁目	十勝家畜保健衛生所西部BSE検査室 十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所			

イ 警察職員給与と条例関係

方面管内	所在地	部局名
札幌	石狩市厚田区厚田 千歳市支笏湖温泉番外地 月形町字札比内	北警察署厚田駐在所 千歳警察署支笏湖駐在所 岩見沢警察署札比内駐在所

	由仁町川端 夕張市旭町 夕張市清水沢2丁目 夕張市南部東町 夕張市沼ノ沢 夕張市紅葉山 芦別市新城町 芦別市頼城町 芦別市野花南町 積丹町大字美国町字船澗 仁木町銀山2丁目 赤井川村字赤井川 古平町大字浜町 蘭越町蘭越町 蘭越町昆布町 ニセコ町字本通 真狩村字真狩 留寿都村字留寿都 喜茂別町字喜茂別 京極町字三崎 倶知安町字寒別 共和町前田 共和町発足 共和町国富 共和町小沢 岩内町字高台 泊村大字茅沼村字白別 豊浦町字大岸 豊浦町字礼文華 洞爺湖町洞爺町 日高町門別本町 日高町富川東1丁目 平取町本町 新冠町字東町 新冠町字節婦 新冠町字朝日 新ひだか町静内古川町1丁目 新ひだか町三石旭町 新ひだか町三石本桐 浦河町荻伏町 浦河町字西幌別無番地 様似町大通2丁目 えりも町字新浜	栗山警察署川端駐在所 夕張警察署 夕張警察署清水沢交番 夕張警察署南部駐在所 夕張警察署沼の沢駐在所 夕張警察署紅葉山駐在所 芦別警察署新城駐在所 芦別警察署頼城駐在所 芦別警察署野花南駐在所 余市警察署美国駐在所 余市警察署銀山駐在所 余市警察署赤井川駐在所 余市警察署古平駐在所 倶知安警察署蘭越駐在所 倶知安警察署昆布駐在所 倶知安警察署ニセコ駐在所 倶知安警察署真狩駐在所 倶知安警察署留寿都駐在所 倶知安警察署喜茂別駐在所 倶知安警察署京極駐在所 倶知安警察署寒別駐在所 岩内警察署前田駐在所 岩内警察署発足駐在所 岩内警察署国富駐在所 岩内警察署小沢駐在所 岩内警察署 岩内警察署泊駐在所 伊達警察署大岸駐在所 伊達警察署礼文華駐在所 伊達警察署洞爺駐在所 門別警察署本町駐在所 門別警察署 門別警察署平取駐在所 静内警察署新冠駐在所 静内警察署節婦駐在所 静内警察署朝日駐在所 静内警察署 静内警察署三石駐在所 静内警察署本桐駐在所 浦河警察署荻伏駐在所 浦河警察署西幌別駐在所 浦河警察署様似駐在所 浦河警察署えりも本町駐在所		函館 長万部町字富野 函館市日ノ浜町 函館市新八幡町 鹿部町字鹿部 森町字本茅部町 森町字砂原2丁目 八雲町野田生 八雲町落部 長万部町字国縫 長万部町字長万部 長万部町字静狩 知内町字涌元 松前町字赤神 松前町字福山 松前町字荒谷 福島町字三岳 福島町字吉野 上ノ国町字扇石 上ノ国町字中須田 乙部町字豊浜 今金町字今金 せたな町瀬棚区本町 せたな町北檜山区徳島 せたな町北檜山区若松 寿都町字渡島町 黒松内町字黒松内	函館方面本部函館機動警察隊高速道路交通警察隊 函館中央警察署恵山駐在所 函館中央警察署榎法華駐在所 森警察署鹿部駐在所 森警察署石谷駐在所 森警察署砂原駐在所 八雲警察署野田生駐在所 八雲警察署落部駐在所 八雲警察署国縫駐在所 八雲警察署長万部交番 八雲警察署静狩駐在所 木古内警察署涌元駐在所 松前警察署小島駐在所 松前警察署 松前警察署白神駐在所 松前警察署福島交番 松前警察署吉岡駐在所 江差警察署滝沢駐在所 江差警察署中須田駐在所 江差警察署豊浜駐在所 せたな警察署今金交番 せたな警察署瀬棚駐在所 せたな警察署 せたな警察署若松駐在所 寿都警察署 寿都警察署黒松内駐在所
			旭川 愛別町字愛山 上川町北町 士別市温根別町南1線 士別市朝日町中央 下川町西町 富良野市字麓郷市街地 富良野市字東山 南富良野町字金山 南富良野町字幾寅 北竜町字碧水 北竜町字和 留萌市大字留萌村字幌糠 苫前町字苫前 羽幌町南4条4丁目 天塩町新栄通9丁目 豊富町字上サロベツ	旭川東警察署愛山駐在所 旭川東警察署上川交番 士別警察署温根別駐在所 士別警察署朝日駐在所 名寄警察署下川駐在所 富良野警察署麓郷駐在所 富良野警察署東山駐在所 富良野警察署金山駐在所 富良野警察署幾寅駐在所 沼田警察署碧水駐在所 沼田警察署和駐在所 留萌警察署幌糠駐在所 羽幌警察署苫前駐在所 羽幌警察署 天塩警察署 天塩警察署豊富駐在所	
			釧路 釧路市音別町中園1丁目	釧路警察署音別駐在所	

	鶴居村鶴居西4丁目 厚岸町尾幌 標茶町字熊牛原野15線西 標茶町字塘路原野北 標茶町常盤8丁目 弟子屈町中央2丁目 根室市花咲港 根室市齒舞4丁目 別海町中春別東町 別海町上春別南町 別海町別海西本町 中標津町西5条南1丁目 中標津町計根別本通西2丁目 標津町字川北 標津町北1条西1丁目 池田町字高島 豊頃町豊頃南町 浦幌町字桜町 浦幌町字吉野 本別町北1丁目 本別町勇足元町 足寄町南7条1丁目 芽室町字上美生 中札内村大通北1丁目 更別村字更別南1線 幕別町字五位 鹿追町瓜幕東1丁目 新得町4条南6丁目 新得町屈足柏町1丁目 大樹町西本通 広尾町並木通東1丁目	釧路警察署鶴居駐在所 厚岸警察署尾幌駐在所 弟子屈警察署磯分内駐在所 弟子屈警察署塘路駐在所 弟子屈警察署標茶駐在所 弟子屈警察署 根室警察署花咲駐在所 根室警察署齒舞駐在所 中標津警察署中春別駐在所 中標津警察署上春別駐在所 中標津警察署別海駐在所 中標津警察署 中標津警察署計根別駐在所 中標津警察署川北駐在所 中標津警察署標津駐在所 池田警察署高島駐在所 池田警察署豊頃駐在所 池田警察署浦幌駐在所 池田警察署吉野駐在所 本別警察署 本別警察署勇足駐在所 本別警察署足寄交番 帯広警察署上美生駐在所 帯広警察署中札内駐在所 帯広警察署更別駐在所 帯広警察署糠内駐在所 新得警察署瓜幕駐在所 新得警察署 新得警察署屈足駐在所 広尾警察署大樹駐在所 広尾警察署		斜里町字中斜里 清里町札弦町 清里町羽衣町 小清水町字小清水 小清水町字浜小清水 紋別市小向 紋別市上渚滑町4丁目 滝上町字滝ノ上市街地3条通2丁目 興部町字沙留 西興部村字西興部 雄武町字雄武	斜里警察署中斜里駐在所 斜里警察署札弦駐在所 斜里警察署清里駐在所 斜里警察署小清水駐在所 斜里警察署浜小清水駐在所 紋別警察署小向駐在所 紋別警察署上渚滑駐在所 紋別警察署滝上駐在所 興部警察署沙留駐在所 興部警察署西興部駐在所 興部警察署雄武駐在所
北見	北見市常呂町字常呂 置戸町字置戸 佐呂間町字宮前町 佐呂間町字若佐 遠軽町大通北5丁目 遠軽町生田原安国 湧別町中湧別南町 湧別町上湧別屯田市街地 湧別町曙町 大空町東藻琴 津別町字本岐 斜里町字本町	北見警察署常呂駐在所 北見警察署置戸駐在所 遠軽警察署佐呂間駐在所 遠軽警察署若佐駐在所 遠軽警察署 遠軽警察署安国駐在所 遠軽警察署中湧別駐在所 遠軽警察署上湧別駐在所 遠軽警察署湧別駐在所 網走警察署東藻琴駐在所 美幌警察署本岐駐在所 斜里警察署			